

令和5年度 那須町議会基本条例の検証結果について

那須町議会基本条例第20条の規定に基づき、令和5年度の検証結果を取りまとめました。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
③	1	-	-	この条例は、二元代表制と分権時代にふさわしい住民自治の視点から、議会及び議員の活動並びに議会運営の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、町民の負託に的確に応え、開かれた議会運営を実現し、町民の福祉の向上及び那須町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	-		(R5は評価しない)	(R5は評価しない)
③	2	1	-	議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、公正性、透明性を重んじ町民の多様な意見を把握し、開かれた議会運営に努めるものとする。	○委員会の議事録（要点記録でも可）を作成し公開する。 ○ライブ中継の必要性について検討する。 ○委員会の録画公開及びライブ中継を検討する。 ○議会報告会の開催目的を政策提言に限定せずに開催する。 議会報告会の開催時期を再検討する。	B	○議会や委員会のライブ中継については議論の進展はなかった。 ○議会運営委員会の議事録はホームページで公開している。	○委員会の議事録作成、公表に努める。 ○議会報告会の開催方法と時期について検討する。 ○ライブ中継については今後調査研究していく。
③	2	2	-	議会は、町民本位の立場から、町政の執行状況を監視し、議会提案による政策立案等の強化に努めるものとする。	-	A	○新たな試みとして予算要望書の提出が行われた。また政策提言も例年どおり実施した。	○議会としても更なる政策提言の充実と政策立案について取り組んでいく。
③	2	3	-	議会は、常に町民の視点に沿った議会運営に努めるものとする。	-	A	○陳情審査、議会に対する要望書についても慎重に審議に努めている。	○今後も町民の視点に沿った議会運営に努めていく。
④	2	4	-	議会議長(以下「議長」という。)は、議会運営に関し、那須町議会傍聴規則(昭和57年議会規則第3号)及び那須町議会委員会傍聴規程(平成24年告示第1号)により、町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等の議会運営に努めるものとする。	-	B	○分かりやすい議会運営に努めてきた。	○今後も町民に分かりやすい議会運営に努めていく。
③	2	5	-	議会は、政策決定を行うとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	○町振興計画を踏まえた施策の実施状況及び町振興計画を踏まえた事務事業評価を議会に提示するよう求める。	B	○施策の実施状況及び町振興計画を踏まえた事務事業評価を議会にある程度提示させることができた。ただし、議会全体として政策評価についての審議がなされていない。	○事務事業評価が出されるようになりつつある。執行後の評価、審議の重要性を認識する。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
①②	3	1	-	議員は、議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分認識し、議員相互の自由かつ適度な討議を重んじ活動しなければならない。	○議員討議実施要綱に基づく議員間討議を活性化するため、同要綱の適切な運用に心がける。特に討議開始がスムーズに行われるよう運用に心がける。 ○委員会でもしっかりと議員間討議を行う。	B	(総務) ○基本的に必要があるときは、議員間討議は行われている。 (民文) ○議員間討議はできている	(総務) ○議会が合議機関であることの認識は少ないと感じている。活発な討議を交わす必要がある。 (民文) ○更なる活発な討議が行われるように所管事務調査などを踏まえて自己研鑽と課題や認識を深め、課題解決に繋がる議論につなげたい。
①②	3	2	-	議員は、町政の課題全般について、町民の意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の負託に応え活動しなければならない。	○今まで行っていない団体や若い世代との意見交換会（意見の聴取）の開催に努める。 ○議員個人においても意見を踏まえた活動を行う。	B	(総務) ○各議員は、様々な活動のもと意見交換を行っている。 (民文) ○放課後児童クラブ保護者会と女団連との意見交換会を行った。	(総務) ○議会報告会は実施している。ただし、議会報告会の相手、開催時期や場所の選定は検討する必要がある。 (民文) ○今まで行っていない団体や若い世代との意見交換会（意見の聴取）の開催に努める。 ○議員個人においても意見を踏まえた活動を行う。
①②	3	3	-	議員は、一部団体や地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。	-	A	(総務) ○様々な団体の取り組みに参加し、現状把握や意見交換を行うことができた。 (民文) ○一部の地域の課題だけではなく、町全体の方々と対話することを心掛けている。	(総務) ○地域の代表はもとより、全町に意識を向けた活動が必要である。 (民文) ○各議員は町民の付託に応えられるよう更なる努力をしていく。
①②	3	4	-	議員は、議会活動に関する情報を積極的に町民に公開し、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	○議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努める。	B	(総務) (民文)	(総務) ○議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努める。 (民文) ○議員個人が積極的に説明責任を果たすよう努める。
③	4	1	-	議会は、町民の多様な意見を把握し、議会活動に反映することができるよう町民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。	○議会モニター制度の導入を検討する。 ○休憩時間に会議傍聴者に意見を聞く機会を設けることを検討する。 ○こども議会、女性議会、模擬議会の開催する。 ○子育て世代や若者など声が届きにくい町民の意見を聞く機会を設ける。	A	○高校生模擬議会、中学生議会の開催に取り組んだ。 ○議会報告会においては、議員のいない地域の開催が試みられ、声が届きにくい町民の意見を聞く機会の創出に努めた。	○議会モニターについては今後調査、検討していく。 ○若い世代、子育て世代の声が届きにくい。その世代の参加機会創出に努力する。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
③	4	2	-	議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者などによる専門的調査の活用並びに法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して町民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	-	B	○公聴会制度及び参考人制度を活用する場面はなかった。	○公聴会制度及び参考人制度は必要に応じて活用していく。
③	4	3	-	議会は、請願及び陳情を町民等の政策提案と位置づけ、その審議において必要と認めるときは、提案者の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。	-	A	○陳情審査における陳情者の説明機会の確保がなされている。	○提案者の意見を聞く機会を今後、設けるように努める。
③	4	4	-	議会は、町民に対して議案等に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、議員活動を的確に評価できる情報を提供できるよう努めるものとする。	○委員会活動を町HPで公表する。 ○町HPにおける議員の紹介を充実する。	A	○議員活動を的確に評価できる情報の公表は、HPや議会だよりにより確保されている。	○議員活動が町民に分かるよう、今後取り組んでいく。
③	4	5	-	議会は、議会費の使途を議会広報等により町民に公表できるよう努めるものとする。	○議会費の使途を町HPで公表する。	C	○議会費の使途を町ホームページ上で公表している。	○今後、更に使途について明確にしていく。
③	5	1	-	議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。	○条文を見直す。	B	○議会報告会は、毎年、開催している。	○多くの町民の声を聞き町政に反映できるように努めていく。 ○今後、議会報告会に関する条文をまとめていく。
③	5	2	-	議会報告会に関することは、別に定める。	○議会報告会に関する規定を整備する。	B	○議会報告会については、その都度、実施方法を定めている。	○報告会に関する規定を整備していく。
①②	6	1	-	議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則公開とする。	○委員会を計画的に開催し、開催内容を事前に公開する。	B	(総務) ○委員会は計画的に開催している。 (民文)	(総務) ○町民に関心を持ってもらうため、開催内容も事前に公表する。 (民文) ○委員会を計画的に開催し、今後も開催内容を事前に公開する。 ○委員会に関心を持ってもらえるよう努めていく。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
①②	6	2	-	議会は、前項における会議の開催日時を事前に広く周知できるよう努めるものとする。	○委員会を計画的に開催するとともに、開催内容を事前に公開する。	A	(総務) ○委員会の開催は、広報・HPで周知しているが、ほとんど認知されていない。 (民文)	(総務) ○委員会等の開催日と内容について、広くそして早く町民に知らせる工夫をする。 (民文) ○委員会を計画的に開催するとともに、開催内容を事前に公開する。 ○様々な周知方法を研究していく。
①②	7	1	-	議会と町長等との関係は、独立して対等な立場で、均衡と調和の保持に努めるものとする。	-	A	(総務) ○独立した対等な立場で、均衡と調和の保持に努めている。 (民文) ○執行部は全員協議会において議会信頼の元、情報共有を行っている。	(総務) ○議会と執行部との議論を交わす場を増やす必要がある。 (民文) ○今後も町長等へ情報提供を求め、議会として監視機能に努める。
①②	7	2	-	議会の本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一般質問については一問一答の方式で行うものとする。	-	A	(総務) ○一般質問では、一問一答方式で行うことができている。 (民文) ○一問一答で行われている。	(総務) ○本会議における質疑は、積極的に行っていく。 (民文) ○今後も議会閉会后、議運で会期中の振り返りを行い改善点を全員協議会において周知していく。
①②	7	3	-	議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質疑又は質問に対して論点及び争点の明確化を図るため、議員の質問等に対して反問することができる。	-	A	(総務) ○反問権は付与しているが、反問権は行使されていない。 (民文) ○反問権は認めている。	(総務) ○論点を明確化するため、執行部に反問権の適切な運用を促す。 (民文) ○論点や争点を明確化するため今後も反問権を付与する。
③	8	1	-	議会は、町長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて、政策水準の一層の向上を図るため、町長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。	-	A	○令和4年度及び令和5年度においては説明を求める案件はなかった。	○必要に応じて求めていく。
③	8	2	-	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて分かり易く政策別又は事業別施策の説明と、その資料を作成するよう求めるものとする。	○町に対し、政策別又は事業別施策に対する説明資料の充実を求める。	A	○議会の求めに応じ、町執行部は資料の改善に取り組んでいる。	○予算及び決算の審議にあたっての、説明と資料の作成については議会として何を要求するのかしっかり議論していく。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
③	9	1	-	第9条 法第96条第2項に規定する議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更については、その限りではない。	-	-	(検証しない)	(検証しない)
③	9	1	1	那須町振興計画	-	-		
③	9	1	2	那須町都市計画マスタープラン	-	-		
③	9	1	3	那須町観光振興基本計画	-	-		
③	9	1	4	那須町農業振興地域整備計画	-	-		
③	9	1	5	那須町地域福祉計画	-	-		
③	9	1	6	那須町環境基本計画	-	-		
③	9	1	7	那須町教育大綱	-	-		
③	9	2	-	前項に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの。	-	-	(検証しない)	(検証しない)
③	10	-	-	議会は、二元代表制の主旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	○政務調査費に必要性について調査研究を進める。 ○研修費の充実を図る。	C	○予算の確保に努めているが実現していない。 ○研修費が不足している。	○今後は予算の確保とともに財政の調査も取り組んでいく。
④	11	1	-	議会は、議員による言論の府であることを十分に認識し、議長は議員相互の討議が積極的に行われるよう努めるものとする。	○議員の活動原則（条例第3条）に基づく各議員の活動を徹底するとともに、議員間の討議が活発に行われるよう会議進行に努める。	B	○議員間討議は行っている。	○今後も必要に応じて議員間討議を行っていく。
①②	11	2	-	議会は、議案となる事項について審議する過程において、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。	○議員討議実施要綱に基づく議員間討議を活性化するため、同要綱の適切な運用に心がける。特に討議開始がスムーズに行われるよう運用に心がける。 ○委員会でもしっかりと議員間討議を行う。 (再掲)	B	(総務) ○委員会では議員間討議は行っている。 (民文)	(総務) ○議員間討議を活性化するため、討議の頻度を増やすなど適切な運用に心がける。 (民文) ○議員討議実施要綱に基づく議員間討議を活性化するため、同要綱の適切な運用に心がける。特に討議開始がスムーズに行われるよう運用に心がける。 ○委員会でもしっかりと議員間討議を行う。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
①②	11	3	-	議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。	○政策立案は大きな役割の一つであることから、積極的な、政策、条例、意見書等の議案の提出に努める。	B	(総務) ○委員会として政策立案等は行っていない。 (民文)	(総務) ○政策立案は議員の重要な役割である。意見書案にも積極的に取り組むこと。 (民文) ○自由討議を活発化させるために条例等の議案を提出していく。
①②	12	-	-	議員の政治倫理に関しては、那須町議会議員の政治倫理に関する条例(平成14年条例第32号)の定めるところによる。	○那須町議会議員の政治倫理に関する条例を各議員がよく理解したうえで各個人で判断して行動する。	B	(総務) (削除) (民文)	(総務) ○政治倫理に関する条例を理解した上で判断行動する。 (民文) ○那須町議会議員の政治倫理に関する条例を各議員がよく理解したうえで各個人で判断して行動する。
③	13	1	-	この条例は、議会運営に関する最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する他の条例及び規則等を制定してはならない。	-	-	(検証しない)	(検証しない)
③	13	2	-	議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃及び解釈に当たっては、最高規範であるこの条例に定める事項との整合性を図らなければならない。	○他の条例、規則等の制定、改廃及び解釈に整合性が図られているか検証する。	B	○個人情報保護条例の制定にあたって、整合性を図った。	○規則等の制定、改廃及び解釈に整合性が図られているか検証する。
③	14	1	-	議員定数に関しては、那須町議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第16号)の定めるところによる。	-	-	(検証しない)	(検証しない)
③	14	2	-	議員定数を改正するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。	-	-	○議員定数の改正は、現在のところ考えていない。	○必要に応じて検討していく。
③	14	3	-	議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	-	-	(検証しない)	(検証しない)

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
③	15	1	-	議員報酬に関しては、那須町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第7号)の定めるところによる。	-	A	○条項のとおり、那須町議会議員報酬および費用弁償等に関する条例に基づき支給されている。	○議員報酬については検討が必要である。
③	15	2	-	議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用する。	-	C	○議員報酬改正の議論はなされていない。	○議員報酬の改正については、そろそろ議論しても良い時期に来ているように思われる。
③	15	3	-	議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	-	-	(検証しない)	(検証しない)
③	16	1	-	議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らが自己研さんに努めるとともに、専門知識の習得や先進事例の調査研究など幅広い研究機会を設ける。	○議会研究費の確保・充実に努める。	B	○議員研修はできている。 ○各議員が自己研鑽に努めている。	○議員研修、調査研究に対する取組みの機会を確保していく。
③	16	2	-	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるために、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修会を行わなければならない。	-	A	○令和5年改選後に議員による、議会基本条例の研修会が開催した。	○今後も各常任委員会等で理解を深めていく。
①②	17	1	-	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるよう議会広報活動の充実強化に努めるものとする。	-	A	(総務) ○議会広報の充実に努めている。 (民文) ○スマートフォン・タブレット端末から議会だより電子版を読むことができる。	(総務) ○情報発信に新しい手段の活用や充実強化に努める。 (民文) ○議会だよりを含め、更なるSNSの活用を検討していく。
①②	17	2	-	議会は、町政に関わる重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。	○先進自治体の例を参考に足りない部分について検証する。	B	(総務) ○議会だよりやHP等で発信はしているが、周知力は弱い。 (民文) ○議会の周知はできている。	(総務) ○他の自治体を視察研究し検証後、必要箇所を取り入れ周知力を高める。 (民文) ○今後も町政を注視して更なる情報発信に努める。

【評価凡例】 A：達成できたもの B：できている（ただし、更なる努力を要する） C：できていない（検討を要する） D：条文を改正する E：その他 -：評価の対象としない

【担当凡例】 ×：審議しない ①総務産業常任委員会 ②民生文教常任委員会 ③議会運営委員会 ④議長

担当	条	項	号	条文	(R4年度検証(R3事業)) 今後の対策(まとめ)	評価	各委員会取組状況	各委員会の今後の対策等
③	18	1	-	議会は、議会活動に資する参考書等(以下「議会図書」という。)の整備を図り、これを議会及び議員活動の利活用の便に供する。	○議会図書室の整備及び適正な管理を行う。	B	○議会図書は整備されつつある。	○議員は積極的に図書を活用していく。
③	18	2	-	議会図書は、議会事務局が適切な管理を行う。	○議会図書室の整備及び適正な管理を行う。	B	○議会図書館室の管理はなされている。	○適切な管理を持続する。
④	19	-	-	議長は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	-	B	○議会事務局の充実に努めてきた。	○議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努める。
③	20	1	-	議会は、社会情勢の変化等を踏まえつつ、分権時代における地方議会のあり方を常に検証し、不断の議会改革を更に推し進めるよう努めるものとする。	○議員研修（江藤氏）やマニフェスト研究所の診断等により、町議会改革の取組状況の検証を検討する。 ○議会改革における先進事例（同規模市町村）の研究を進める。	B	○議会改革は前進するよう努めている。	○今後も更に前進するよう努めていく。
③	20	2	-	議会は、議会運営委員会等において検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。	○現在実施中。取り組みを進める。	B	○改善が必要な案件は無かった。	○必要に応じて取り組んでいく。
③	20	3	-	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかを検証し、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	○現在実施中。取り組みを進める。	B	○現在実施中。取り組みを進める。	○必要に応じて取り組んでいく。
③	20	4	-	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景等を詳細に説明しなければならない。	-	B	○現在、検証を進め改正の議論をしている。	○今後改正の場面が出てきたときは条項に従って取り組んでいく。